



研究成果と知的財産

令和6年度改訂のポイント

国立研究開発法人
日本医療研究開発機構
実用化推進部

バイ・ドール報告受付システムのリニューアル



バイドール報告受付システムが、2024年3月25日にリニューアルします。
リニューアルにより、バイドール報告受付システムでできることが拡充します。



対応する機能

- 発明等報告書(知財様式3)の提出
- 知的財産権出願通知書(知財様式4)の提出
- 知的財産権出願後状況通知書(知財様式5)の提出
- 知的財産権移転等通知書(知財様式6)の提出
- 知的財産権移転承認申請書(知財様式7)の提出
- 専用実施権等設定・移転承諾承認申請書(知財様式8)の提出



今回のリニューアルで、
追加される新たな機能
です。

具体的な運用方法等は、別途AMEDのホームページ等でご案内予定ですので、そちらをご確認ください。

バイ・ドール条項に係る発明等の報告及び、権利移転等の承認申請



知的財産等のご報告（特許権、意匠権、著作権等 案件毎に提出）

	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限	添付書類
発明届等が提出された時	発明等報告書 【知財様式 3】	バイ・ドール報告 受付システム	発明等創出後、 遅滞なく	発明の概要が分かる書類
出願時	知的財産権出願 通知書 【知財様式 4】	バイ・ドール報告 受付システム	出願・申請の日から 60日以内	出願番号、出願日、発明者、 発明内容が分かる書類 例；出願受領書、願書、明 細書など
登録・取下・ 放棄時	知的財産権出願後 状況通知書 【知財様式 5】	バイ・ドール報告 受付システム	設定登録等を受けた日から 60日以内 。 取下・放棄については、その手続を行う 1ヶ月以上前 。	登録番号、発明内容が確認 できる書類 例；特許公報など
移転・ 許諾を 考えた時	知的財産権移転等 通知書 【知財様式 6】	バイ・ドール報告 受付システム	当該移転等をした日から 60日以内	
	知的財産権移転 承認申請書 【知財様式 7】	バイ・ドール報告 受付システム	移転前に申請 注1 知的財産権の移転等の 契約を締結する前 に、AMED知的財産部に 必ずご相談 ください。 注2 出願前 の特許を受ける権利の移転等も含まれます。	
	専用実施権等設定・移転 承認申請書 【知財様式 8】	バイ・ドール報告 受付システム	設定・移転承諾前に申請 注1 専用実施権等の設定・移転等を 承諾する前 に、AMED知的財産部に 必ずご相談 ください。	

✓知財様式 6、7、8 の提出方法が変更になります。



ご清聴ありがとうございました

知財様式等に関するご質問や、各種支援のご希望は、

AMED Medical IP Desk（知財相談窓口）
medicalip@amed.go.jp

までお問い合わせください。